

「ポスト・ウクライナの実現可能な安保理改革を目指せ
ーミドルパワーとグローバル・サウスからなる準常任理事国の創設ー」 (抜粋)

2023 年 4 月 25 日自民党外交調査会 国連改革検討委員会

関西学院大学教授
神余隆博

1. ウクライナ戦争後の安保理改革の基本認識 (全体のまとめ)

- 1) 日本はまもなくミドルパワーとなる。それに相応しい外交を行うべし。安保理改革も同じ考えで進める。
- 2) ウクライナ戦争の教訓として、グローバル・サウスの多くの国は特権を持つ常任理事国を拡大せず、拒否権は制限すべしとの認識。⇒総会決議で対応
- 3) 常任理事国拡大案では加盟国の 3 分の 2 の多数はとれず、改革は進展しない。日本は政策転換して「準常任理事国」創設を目指せ。
- 4) 国際社会は次なる危機に備える必要がある。安保理改革に多大な時間をかけることはできないので実現可能な改革を行う⇒(安保理の 2 段階改革論)
- 5) 日本は拒否権改革にも取り組む。拒否権の乱用防止には米英仏も賛成。
- 6) 「平和のための結集決議」を今後も活用し、ウクライナ戦争の停戦実現に向けて緊急特別総会で対応する (総会機能の強化)。

2. ポスト・ウクライナの安保理改革戦略

- 1) ポスト・ウクライナの新たな時代に向けて常任理事国を拡大することが適切な改革なのか、実現可能な改革なのか再考する必要がある。安保理改革は必要だが、特権を持つ常任理事国は増やすべきでなく、拒否権も制限すべしということだろう。この認識を安保理改革の新しい出発点にすべきと考える。
- 2) 安保理改革は、2009 年に政府間交渉が開始されたが、具体的な案文に基づく交渉ではなく、延々と小田原評定が行われている。これでは改革に繋がらないので、早急に総会決議案の作成交渉に移行すべきである。
- 3) 安保理改革を促す原動力はグローバル・サウスの国々 (インド、ブラジル、南ア、トルコ等)。これらの国々とコンセンサスグループ (ミドルパワーが多い) ならびに P5 が妥協できる改革案を早急に模索すべし。
- 4) 日本は民主主義と法の支配に基づいたグローバルガバナンスならびに開かれた国益の観点から、安保理の信頼性と機能を回復するために今後、ミドルパワーからなる「準常任理

事国」(ないし長期の非常任理事国)を創設する改革を推進すべきである。

5) 日本は、政治の決断で外交政策の転換を行って、任期が長く再選可能な「準常任理事国」議席を目指すべき。この議席は選挙で選ばれるので正統性と持続可能性がある。任期は4年から8年で再選可能とし、拡大数は6~8ヶ国またはそれ以上とすることで、加盟国の3分の2の多数によって受け入れられる可能性がある。「準常任理事国」は複数の加盟国の共同議席とすることも考えられる。

6) 安保理改革は2段階で進める。第1段階として2025年までに「準常任理事国」を創設する。日本やドイツ、インド、トルコ、韓国など国際の平和と安全に貢献できるミドルパワーはこの議席を目指し立候補する。そして第2段階として、2045年の国連創設100周年に常任理事国の改革を行う。以上はすべて国連憲章の改正を必要とする。

3. 国連憲章改正を必要としない改革案(今すぐできる改革・作業方法の改善)

1) 国連加盟国の権利の停止(第5条)や加盟国の国連からの除名(第6条)は可能。しかし、安保理の勧告が必要であり、ロシアは拒否権を行使するので、これを適用することは事実上不可能。ロシアのような軍事大国は国連にとどめておくべき(猛獣の檻論)。

2) 現在のプーチン政権の国連代表団は、ロシアを正当に代表するものとみなすことはできないとする決定を信任状委員会と国連総会で行うことはあり得る。過去には、アパルトヘイトを行っていた南アフリカ政府の代表団は総会に参加する資格はないとした1974年の総会決議(A/PV.2281, para185)の前例もある。

3) 拒否権の抑制的な行使を求める総会決議案(ジェノサイド等に関しては拒否権を行使しない等)を米、英、仏や有志国と組んで提出するなど、拒否権改革に積極的に取り組む(先日のG7外相声明を実行に移す)。

4) 常任理事国が拒否権を発動した場合には、国連総会でその理由を開示するメカニズムの導入。リヒテンシュタインが主導し、米、英、仏、日本など82か国が共同提案国となって提出した総会決議案は、2022年4月26日に無投票で採択された(総会決議A/RES/76/262)。

5) 紛争の平和的な解決に関する安保理の決定(国連憲章第6章の措置)については、国連憲章第27条3によって当該紛争当事国は投票を棄権しなければならない(但し、憲章第7章に基づく紛争の強制的な解決の場合はその限りではない)。

これが決まったのは、1945年2月4日から11日にクリミのヤルタで行われた米、英、ソ連の首脳会談。スターリンを含めて首脳が最終合意に達し、ヤルタ会談の議定書の中でそのことが規定されている。これを厳格に適用すべくチャレンジする。

4. その他の留意事項(旧敵国条項の削除)

1) 旧敵国条項は国連憲章53条、77条1項(b)ならびに107条の3か所に規定されて

いる。

2) 1995年の国連総会決議で時代遅れであることが明記され(決議50/52)、同年の憲章特別委員会で改正・削除が賛成多数で採択されている(賛成155、反対0、棄権3＝北朝鮮、キューバ、リビア)。

3) 問題は、今回のウクライナ戦争後のロシアの態度。ロシアは対ロ制裁措置発動により日本とドイツを再び敵国とみなしている。したがって、この旧敵国条項の削除には応じない(憲章改正案の批准の段階で拒否権を行使する)可能性がある。

4) また、107条は「安全保障の過渡的規定」であるが、これは北方領土等に関してソ連が行った占領行為等を正当化するために必要であるとして、削除に応じないことが予想される。

5) したがって、安保理改革の際に旧敵国条項を一緒に処理しようとする、この問題で引き詰まってしまう可能性がある、この問題は安保理改革とは切り離して別途憲章改正するか、拒否権のない総会決議等で処理するのが適切か。

参考資料

G7外相 コミュニケ (2023年4月18日) 外務省ホームページより抜粋

•13 グローバルガバナンス

我々は、平和、安定及び繁栄を促進するための多国間主義及び国際協力の重要性を改めて表明する。我々は、国連事務総長の「我々のコモン・アジェンダ」のビジョンに対する支持を表明する。我々は、変化する国際環境及び集団的安全保障への挑戦に対処するため、国連は強化されるべきと信じる。この点、我々は、ロシアが国連安保理での決定を阻止した一方、ロシアの侵略戦争を非難するとの明確なシグナルを送った、国連総会における圧倒的多数の加盟国の声を強調する。我々は、フランス、英国及び米国による、非常に限定された特別な状況を除き、国連安保理における拒否権の行使を自発的に控えるとのコミットメントを歓迎するとともに、残りの常任理事国がこれらの国に加わることを期待する。我々は、この文脈において、ACT グループ 行動規範並びに大規模な残虐行為の際の拒否権抑制に関するフランス及びメキシコによるイニシアティブを想起する。我々は、国連事務総長及び国連総会の役割を強化するために全ての加盟国と共に取り組む ことにコミットする。我々はまた、国連安保理改革に再びコミットする。(下線部筆者)